# NISA の「非課税上場株式等管理に関する約款」等の変更について

平成 28 年度税制改正に伴い、「非課税上場株式等管理に関する約款」および「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」を変更いたします。

詳細につきましては、下記の新対照表をご確認くださいますようお願い申し上げます。

# ● 非課税上場株式等管理に関する約款

下線部分変更

#### 変更前

# (非課税口座開設届出書等の提出等)

# 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特 例の適用を受けるためには、当該非課税の特 例の適用を受けようとする年の 9 月の当社 が定める日までに、当社に対して租税特別措 置法第37条の14第5項第1号、第6項及 び第20項に基づき「非課税適用確認書の交 付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民 票の写し等又は「非課税口座開設届出書」及 び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通 知書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」 を提出するとともに、当社に対して同法第 37条の11の3第4項に規定する署名用電子 証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行 規則第18条の12第3項に基づき同項各号 に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める 書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個 人番号を告知し、租税特別措置法その他の法 令で定める本人確認を受ける必要がありま す。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定を

# 変更後

# (非課税口座開設届出書等の提出等)

第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特 例の適用を受けるためには、当該非課税の特 例の適用を受けようとする年の 9 月の当社 が定める日までに、当社に対して租税特別措 置法第37条の14第5項第1号、第6項及 び第20項に基づき「非課税適用確認書の交 付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民 票の写し等又は「非課税口座開設届出書」及 び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通 知書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」 を提出するとともに、当社に対して同法第 37条の11の3第4項に規定する署名用電子 証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行 規則第18条の12第3項に基づき同項各号 に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める 書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個 人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25条の13第13項の規定に該当する場合に は、氏名、生年月日及び住所。) を告知し、 租税特別措置法その他の法令で定める本人 確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非 課税管理勘定廃止通知書」については、非課

再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。

2~6 (省略)

#### (契約の解除)

- 第12条 次の各号に該当したときは、それぞ れに掲げる日にこの契約は解除されます。
  - ①~② (省略)
  - ③お客様が出国により居住者又は<u>国内に恒久的施設</u>を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

④~⑤ (省略)

# 変更後

税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。

2~6 (現行どおり)

#### (契約の解除)

- 第12条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。
  - ①~② (現行どおり)
  - ③お客様が出国により居住者又は<u>恒久的施</u> <u>設</u>を有する非居住者に該当しないことと なった場合 租税特別措置法施行令第 25条の13の4第2項に規定する「非課税 口座廃止届出書」の提出があったものとみ なされた日(出国日)
  - ④~⑤ (現行どおり)

平成 28 年 7 月 11 日改正

# (未成年者口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税 の特例の適用を受けるためには、当該非課税 の特例の適用を受けようとする年の 9 月の 当社が定める日までに、当社に対して租税特 別措置法第37条の14の2第5項第1号及 び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適 用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設 届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及 び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未 成年者口座廃止通知書」を提出するととも に、当社に対して同法第37条の11の3第4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、 又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分 に応じ当該各号に定める書類を提示して氏 名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、 租税特別措置法その他の法令で定める本人 確認を受ける必要があります。ただし、当該 未成年者口座廃止通知書の交付の基因とな った未成年者口座において当該未成年者口 座を廃止した日の属する年分の非課税管理 勘定に既に上場株式等を受け入れていると きは、当該廃止した日から同日の属する年の 9月30日までの間は、当該未成年者口座廃 止通知書が添付された未成年者口座開設届 出書を受理することはできません。なお、当 社では別途税務署より交付を受けた「未成年 者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保 管いたします。

変更後

#### (未成年者口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税 の特例の適用を受けるためには、当該非課税 の特例の適用を受けようとする年の 9 月の 当社が定める日までに、当社に対して租税特 別措置法第37条の14の2第5項第1号及 び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適 用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設 届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及 び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未 成年者口座廃止通知書」を提出するととも に、当社に対して同法第37条の11の3第4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、 又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分 に応じ当該各号に定める書類を提示して氏 名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が 租税特別措置法施行令第25条の13の8第 17項により読み替えて準用する同令第25条 の 13 第 13 項の規定に該当する場合には、 氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税 特別措置法その他の法令で定める本人確認 を受ける必要があります。ただし、当該未成 年者口座廃止通知書の交付の基因となった 未成年者口座において当該未成年者口座を 廃止した日の属する年分の非課税管理勘定 に既に上場株式等を受け入れているときは、 当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通 知書が添付された未成年者口座開設届出書 を受理することはできません。なお、当社で は別途税務署より交付を受けた「未成年者非 課税適用確認書」を受領し、当社にて保管い たします。

(省略)  $2\sim5$  (現行どおり)

2~5 (省略)

# (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法<u>第29条の2第1項本文又は同法第29条の3第1項本文の</u>規定の適用を受けて取得した<u>同法第29条の2第1項</u>に規定する<u>特定新株予約権等又は同法第29条の3第1項に規定する特定外国新株予約権等</u>に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

①~② (省略)

# (課税未成年者口座の設定)

第13条 課税未成年者口座(お客様が当社に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

# (非課税口座のみなし開設)

第27条 平成29年から平成35年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

# 2 (省略)

#### 変更後

# (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法<u>第29条の2第1項本文</u>の規定の適用を受けて取得した<u>同項</u>に規定する<u>特定新株予約権等</u>に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

①~② (現行どおり)

# (課税未成年者口座の設定)

第13条 課税未成年者口座(お客様が当社に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

# (非課税口座のみなし開設)

- 第27条 平成29年から平成35年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2 (現行どおり)

# (本契約の解除)

- 第 28 条 次の各号に該当したときは、それ ぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除さ れます。
  - ①~③ (省略)
  - ④お客様が<u>基準年の1月1日以後に出国</u>により居住者又は<u>国内に恒久的施設</u>を有する非居住者に該当しないこととなった場合租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた目(出国日)

⑤~⑥ (省略)

# 変更後

### (本契約の解除)

- 第 28 条 次の各号に該当したときは、それ ぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除さ れます。
  - ①~③ (現行どおり)
  - ④お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
  - ⑤~⑥ (現行どおり)

平成 28 年 7 月 11 日改正

以上